

1 シルバー人材センターとは？②(包括的契約の場合)

(別添2)

- シルバー人材センターは、企業、家庭、官公庁など(本来の発注者)から業務の依頼を受け、利用契約の下、業務に従事する会員の就業条件等を調整するとともに条件に適合する会員を選定します。(仕事と会員のマッチング)
- 業務委託関係は、本来の発注者と業務を実施する会員との間で成立します。会員の就業形態は「請負」または「委任」であり、それぞれ留意事項等はP●～P●の記載内容と共通です。
- 業務委託料(会員の報酬)の支払、トラブル発生時等については、従来の契約形態における場合と同様、シルバー人材センターが本来の発注者と会員の間にあって対応します。

○ 包括的契約関係におけるシルバー人材センターのイメージ

